

はじめに

本市では、平成27年12月に住宅政策の総合的な指針となる第二次富士市住宅マスタープラン（住生活基本計画）を策定し、安全で快適なまちづくりのための住宅政策に努めてまいりました。

この間、核家族化の進行による少人数世帯の増加をはじめ、人口減少・少子高齢化に伴う空き家の増加、防災意識の向上、コロナ禍や働き方改革を背景とした新しいライフスタイルへの関心の高まりなど、住宅政策を取り巻く環境は大きく変化し、多様化する価値観や市民ニーズに、適切に対応することが求められております。

このような中、計画の中間年にあたり、上位・関連計画等の改正を踏まえ、「住まい」や「住環境」、「セーフティネット」の視点で、各種施策を総合的に実施し、住生活の安定の確保及び向上を目指すため、「第二次富士市住宅マスタープラン後期計画」を策定いたしました。

「住むなら富士市～誰もが住みやすい住宅・住環境の実現と継承～」の基本理念のもと、市民や事業者の皆様、関係機関等との連携、協働により積極的に施策を推進してまいりますので、多くの皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、後期計画の策定にあたり、策定懇話会をはじめ、ご協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

富士市長 小長井 義正



本計画で使用する用語について

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり整理します。

用語	意味
住生活	住まいを中心とした「人々の暮らし」のことを指します。
住宅ストック	ストックとは「在庫」の意味で、住宅ストックは、特に社会資本としての側面に着目した現存する住宅のことを指します。
住環境	居住の快適性等に影響を与える住まい周辺の環境のことで、住宅単体だけではなく住宅のある敷地や街区・地区レベルの自然環境・都市環境などを指します。
住宅 セーフティネット	低額所得者など、市場において自力では適切な住宅の確保が困難な者に対する公営住宅の提供をはじめ、高齢者や障がい者などの市場で入居が敬遠されがちな世帯など、各世帯が適切な住宅を確保できるようにする仕組みを指します。